

後見制度をご利用の皆さまへ

つるしん

後見制度支援預金

のご案内 (普通預金)

適用金利

店頭表示普通預金金利 **+0.10%**

大切な財産の適切な管理と利用のために

【後見制度支援預金とは】

後見制度による支援を受ける方のご本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要となる資金とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金としてお預りするものです。

この預金は、家庭裁判所が発行する「指示書」がなければ後見人でも払い戻しや解約をする事はできません。全ての入出金などの取引の際に「指示書」が必要です。

【後見制度支援預金のご利用対象者】

この預金は法定後見制度または未成年後見制度の被後見人の方を対象としております。

被保佐人、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用する事ができません。

お申込み頂ける方：都留信用組合の組合員および組合員となる資格を有する方。家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける、または受けている方で、同家庭裁判所より本預金にかかる「指示書」を受けた方。

※この預金は、被後見人名義での預金について、後見人の手続きにより取扱います。

お預け入れ金額：1円以上(1円単位)

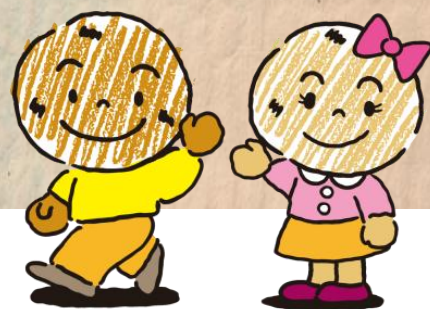
お問合せ先

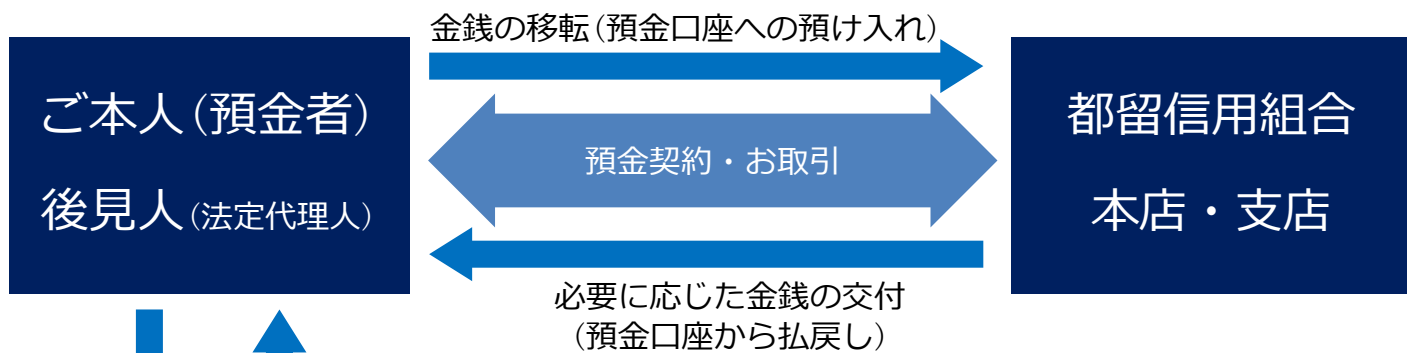
最寄りの都留信用組合本支店窓口か
下記フリーダイヤルまでお問合せください。

☎ 0120-15-2640 (平日 9:00~17:00)

裏面もごらんください。

まごころの
都留信用組合





甲府家庭裁判所
または
甲府地方・家庭裁判所
都留支部

後見制度支援預金の利用については、ご本人の預金をご本人の為に利用するとの観点での検討を適切に行う必要がある為、弁護士、司法書士等の専門職後見人が選任されて検討を行い、ご本人に代わって、家庭裁判所から「指示書」の発行を受けて、当組合に「指示書」をご提示していただき、預金口座開設のお手続きをしていただきます。既にご親族が後見人として業務を行っている場合で、家庭裁判所の判断により、特に専門職による検討が必要でないことが、提出された資料等から明らかになる場合は、専門職後見人を選任しない場合もございます。

商品名	後見制度支援預金(普通預金)
ご契約期間	定めはございません。
お預け入れ方法	家庭裁判所の発行する*「指示書」に基づき取扱いします。 *口座開設および入金の際「指示書」が必要になります。
お預け入れ金額	1円以上
お預け入れ単位	1円単位
払戻方法	家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。
お利息	・普通預金店頭表示金利+0.10% ・付利単位 100円/付利最低残高 1,000円
お受取り利息にかかる税金	20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) 平成 49 年 12 月 31 日まで復興特別所得税が追加課税されています。
手数料	都留信用組合に対する手数料は不要です。
特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、原則として振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受ける事はできません。ただし、身上監護等日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。 ・給与・年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。 ・マル優はご利用いただけません。 ・総合口座としてのご利用はできません。 ・インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用いただけません。 ・キャッシュカードはご利用いただけません。 ・この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱は受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限りです。